

全建労発第 24 号  
平成 30 年 8 月 10 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人全国建設業協会  
会 長 近 藤 晴 貞  
(公印省略)

8 月における労働者の熱中症予防の取組について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび、厚生労働省労働基準局安全衛生部長より、連日の記録的猛暑等を踏まえ、7 月に実施していた熱中症対策強化月間を 8 月まで延長することとし、WBGT（暑さ指数）に応じた作業の中断等を徹底することや、異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請するなど状況に応じた対応の徹底が図られるよう本会に対し、別添のとおり周知依頼がありました。

つきましては、8 月における労働者の熱中症予防対策の徹底に向け、より一層の取組を進めていただきますよう、貴協会会員の皆様へ周知啓発下さいますようお願い申し上げます。

以上

担当：労働部 又木

基安発 0727 第 5 号  
平成 30 年 7 月 27 日

一般社団法人全国建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部長  
(公印省略)

### 8 月における労働者の熱中症予防の取組について

平成 30 年 2 月 28 日付基安発 0228 第 1 号「「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について」により、平成 30 年度「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱（以下「実施要綱」という）に基づき、7 月を重点取組期間として熱中症対策の周知啓発等に取り組んでいるところですが、連日の記録的な猛暑等を踏まえ、関係省庁で設置された「熱中症関連省庁連絡会議」において、7 月に実施していた熱中症対策強化月間を 8 月まで延長することが決定されました。また、現時点で熱中症による労働者の死傷者数は昨年と比べて増加傾向にあります。

これらの状況等を踏まえ、厚生労働省では、8 月も引き続き、実施要綱に定める 7 月の重点取組期間に準じた取組を行うこととし、特に、記録的な猛暑を踏まえ、WBGT 値（暑さ指数）に応じた作業の中断等を徹底することや、異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請することなど、状況に応じた対応の徹底が図られるよう周知啓発等に取り組むこととします。

つきましては、貴会におかれましても、実情に応じ周知啓発に御協力頂くとともに、会員事業者等において熱中症対策が確実に実施されるよう、特段の御配慮をお願いいたします。